

# 2018年5月 第16号

2018年4月20日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会  
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

# 미래·三し通信

三しとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北州市八幡西区折尾3-5-1  
九州朝鮮中高級学校内  
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階  
福岡県朝鮮学校を支援する会  
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : [info@msk-f.net](mailto:info@msk-f.net)

## 目次:

- 第16回裁判について** 1
- 第16回口頭弁論
  - 報告集会
  - 次回以降の裁判日程

- 他地方の裁判状況** 2

- 無償化即時適用実現  
福岡県民集会・学習会** 3  
瑞木 実

- スナップショット  
九州朝鮮中高級学校  
卒業式(中級部・高級部)** 4



## 第16回裁判について

### ■ 第16回口頭弁論

2018年3月8日(木)14時から、第16回口頭弁論が福岡地裁小倉支部203号法廷で行われました。

裁判傍聴抽選には114名が参加し、42名が傍聴されました。

前回裁判に、前川元文科省事務次官の陳述書が提出され、記者達との学習会などを行った関係からマスコミの関心が高くなり6席の記者席が満席でした。

今回、裁判には原告から、①準備書面(22)(前川喜平氏の陳述書に基づく準備書面)、②甲A167~171号証、③甲B42号証(原告本人の陳述書)が提出され、被告からは第12準備書面(原告準備書面(22)に対する反論)が提出されました。

裁判では、下村元文科大臣及び三輪教授の証人採否の必要性について**石井衆介弁護士**が、前川喜平氏の証人採否の必要性(準備書面(22))について**清田美喜弁護士**が要旨の陳述を行いました。

**石井弁護士**は『原告は無償化の不指定処分が政治・外交目的に基づいてなされた合理的理由のない差別行為であると主張してきた。これに対し、被告はそうではないと否定してきた。被告が九州朝鮮高校に対し、就学支援金の不指定処分を行った「目的」は何なのかを特定し、それが正しかったのかどうかを検討する

ことがこの裁判でもっとも重要だ』とした上で、『下村氏は、朝鮮学校不指定処分をおこなった時期の文部科学大臣であり、処分の目的及びその判断に至った過程をもっとも熟知する人物である。また、野党時代から政治・外交目的をしばしば理由に挙げて、朝鮮高校を無償化制度から排除すべく国会の内外で強力に発信してきた人物である以上、不指定処分が政治・外交目的で行われたものか否か、その真偽を明らかにするためには、張本人である下村氏に対する証人尋問を行い、本人の口から直接説明を受けるほかない』としました。

また、『不指定処分の違法性を判断する場合において、無償化法が立法過程においてどう解釈することが予定されていたのかということが重要な指針となり、この点、三輪氏は、無償化法の立法過程において国会が参考人としての発言を求めた人物である事。三輪氏の意見書は提出しているが、その内容に異論・反論・疑問があるのであれば、本人の口から説明を受けるのがもっとも適切だ』とその必要性を論じました。

**清田弁護士**は、原告らは無償化不指定処分が政治外交上の理由に基づくものであり、朝鮮高校への差別意図によるものであることを本訴訟の最も重要な争点であると考えているとした上で、『前川氏の尋問により、不指定処分が、政治外交上の理由によってなされたことを立証したいと考えている。前川氏は、無償化法の制定経緯、検討会議や審査会での議論を身をもって経験し、あるいは報告を受けて全体像を把握していた立場にあ

# 미래·미시通信

미시とは未来という意味

る。そのような前川氏に、経験した内容をより具体的に尋ねることで、無償化法の解釈適用に関する事実が明らかになる』としました。

また、前川氏尋問の必要性について、その陳述書の内容を引用しながら、『いずれも、前川氏が実際に経験した事実であり、憶測でもなく、意見でもない、証人として語るにふさわしい事実だ』と論じました。その上で、被告に改めて、前川氏が陳述した無償化法の制定過程における事実経過を争わず、朝鮮高校が適用対象として考えられていたことを認めるのか、あるいは前川氏について証人として尋問するか、いずれかの対応を求めるとともに、裁判所に対しては前川氏を証人として採用することを強く求めました。



## □ 今回の裁判の特徴

今回の裁判はこれまでの弁論と違っていました。

これまでの弁論は、提出書面と次回期日の確認程度で終了していましたが、今回の弁論では、ハ号削除に関して下村元文科大臣の話を聞かなければ判決することができないこと、無償化法の制定過程や規程13条の解釈にあたって前川氏の話の聞かなければ判決できないこと、原告準備書面(22)に対する被告の認否を見ても、前川氏を採用すべきであるとの意見が法廷で繰り広げられたため、弁論が約1時間にも及びました。

裁判所としては、今回の弁論で証人の採否について結論を出す予定でしたが、2月26日の進行協議における弁護団の強い意見と法廷における弁護団の勢いに耐えかねて、証人採否は次回弁論(5月10日)までに「慎重

に検討する」ということになりました。

なお、裁判所は、原告2名と三輪教授については採用するとしています。

## ■ 報告集会

報告集会では、弁護団事務局長の**金敏寛弁護士**より裁判に関しての説明がありました。要旨は次の通りです。



- ⇒ 今日の裁判では、証人採用に関して、原告、被告、裁判所の認識の差を感じていたためこれを解消しようと論議した。
- ⇒ 原告は準備書面22を提出(前川さんの証人採用の必要性等)し、被告は準備書面12(その反論)を提出した。
- ⇒ 事実認定を行う事が裁判所の仕事であるにもかかわらず、原告の主張に対して被告は、前川さんの陳述に関して「認める、争う」等、主張の異なる意味不明な書面を提出してきた。
- ⇒ 原告は前川、下村、三輪さんの証人尋問の必要性を説いた書面を提出し、文書提出命令の補充意見書を提出した。
- ⇒ 意見交換の結果、次回以降の裁判期日を決定した。(別項参照)



また、報告集会では**白充弁護士**より、なぜ裁判で争点整理の問題を提起したのかに対して説明がありました。白弁護士は、「この問題を提案しなければ、争点が曖昧になる。被告は争点、簡単に言えば問題点を明らかにしたくない。即ち、無償化適用除外=おかしい、という単純な問題を表面化させたくないという事。だから、進行協議の仮日程の決定に関しても最後まで拒んだ。」と述べた上で、確実に勝てる裁判なので最後まで一緒に頑張ろうと呼び掛けました。

報告集会では、支援団体からの発言に続いて、他地方の裁判の状況に

ついて説明がありました。(別項参照)

最後に弁護団から、証人尋問は大きな部屋(207号法廷)で行うので今以上に多くの方が傍聴に訪れてほしいとの呼びかけで報告集会を結びました。

## ■ 次回以降の裁判日程

### ● 第17回弁論

2018年5月10日(木)14時から指定されました。

この日に証人尋問の採否が決まります。

### ● 第18回弁論

2018年6月7日(木)14時から指定されました。

この日に、検証に代わる動画上映と原告2名の本人尋問を行う予定です。

### ● 第19回弁論

2018年6月21日(木)14時から指定されました。

この日に、少なくとも三輪教授の尋問を行う予定です。

### ● 本人尋問及び証人尋問について

小倉支部で最も広い207号法廷で開かれる予定になっています。

多くの方々の傍聴をお待ちしています。

## 他地方の裁判状況

### ● 広島

控訴審の期日が決まりました。第1回弁論は、5月15日(火)です。

### ● 大阪

4月27日(金)に控訴審の第3回弁論となっています。

2月14日の第2回弁論で結審すると思われるでしたが、第3回弁論が指定されました。

### ● 愛知

4月27日(金)に第一審の判決が言い渡されます。

### ● 東京

3月20日(火)に控訴審の第1回弁論が行われました。第2回弁論は、6月26日(火)が指定されました。



2018年5月

## 高校無償化即時適用実現全国統一行動に連帯する 学習会・福岡県民集会 -大阪裁判に学び、福岡勝利- 朝鮮学校を支える会事務局長 瑞木 実



2月10日(土)、北九州市小倉北区の北九州国際会議場で、「高校無償化即時適用実現全国統一行動に連帯する学習会・福岡県民集会」が開催され、九州朝鮮中高級学校高級部生徒や支援者ら200名が参加されました。

学習会では、『大阪朝鮮高級学校の無償化勝訴判決の意義と日本社会の課題』と題して、**丹羽雅雄弁護士(大阪無償化裁判弁護団長)**が講演を行いました。



丹羽弁護士は、「大阪の訴訟は、国を相手取った行政処分取り消しを求め、無償化適用対象への指定を事務づける請求も加えた大変難しい闘いであった。国や地方自治体を相手にした裁判に勝つのは並大抵のことではない。朝鮮学校が無償化から除外されたことは、教育とは無関係な政治的・外交的な判断であることは誰の目からも明らか。」とした上で、「裁判官に事実認定を迫るために、きめ細かな事実の検証、生徒や保護者の思いを書面として裁判所に提出してきた。一方、国は「教育基本法16条に抵触する不当な支配」「朝鮮学校に支給した金が流用される恐

れがある」と曖昧で抽象的な主張を繰り返すばかりであった。司法の良心が活かされるなら勝てるとは思っていたが、昨今の政府への「忖度」状況から厳しいのではとの思いも強かった。」と判決に対する不安があった事を率直に吐露されました。



「しかし、2017年7月28日、大阪地方裁判所は、戦後72年にして初めて、司法が国(安倍政権)の差別行政を糾し、不指定処分を取り消し、国に対して、子ども達に就学支援金を支給するように命じた判決を出した。民族教育の重要性と戦後の朝鮮総連と朝鮮学校との関わりを、歴史的事実に基づいてその意義と役割について判示した歴史的勝訴判決であった。」と話されると、会場からは割れんばかりの大きな拍手が送られました。

丹羽弁護士はその時の感動の思いを、**大阪朝鮮高校2年生の発言**を以て紹介したいとして感想文を代読されました。

「私たちは朝鮮学校で自国の言葉、歴史を学び、朝鮮人として堂々と生きたいだけなのに、なぜ排除されるのか、やるせない気持ちでいっぱいであった。…(中略)…今日の判決を聞きながら、私たちは手を握り合って泣いた。やっと私たちの存在が認められた。私たちはこの社会で生きて行っているのだと言われた気がした。」子どもの素直な心情が綴られた言葉を聞きながら会場ではすすり泣く姿も見られました。

最後に丹羽弁護士は、「高校無償化

裁判は、あらゆる差別、排外主義に抗い、すべての子どもたちの教育への権利を保障し、日本と東アジアの人権の尊重と平等で平和な共生社会を創り出す裁判でもある。そのためにも、当事者、弁護団、支援者、市民とのより広く深い「つながり」を創り出さなければならない。現在と未来を共に生きるすべての子どもたちの良き隣人として。」として講演を締めくくりました。



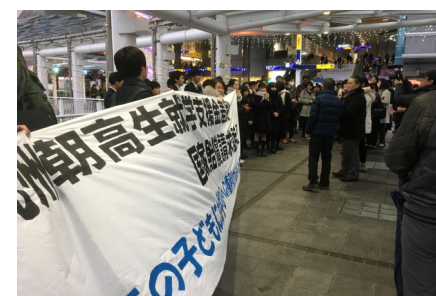
引き続き、県民集会では主催者代表挨拶、弁護団事務局から今後の裁判の動きの報告、生徒代表、保護者、支援団体からの決意表明が行われました。「福岡裁判では、なんとしても勝利するぞ」という熱い思いを共有できる集会となりました。



その後、支援者や高級部生徒たち約100名が、小倉駅前街頭宣伝行動に取り組みました。そこでは、宣伝配布物や横断幕に目を向け、生徒たちに声をかける市民の姿が見られました。



福岡での裁判もいよいよ佳境です。みなさんの暖かいご支援・ご協力をお願いします。





# すべての子どもには学びへの権利があります！

★九州朝鮮中高級学校 高級部卒業式 3月4日(日) / 中級部卒業式 3月17日(土)



## 会費(カンパ)のお知らせ

### ■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。(振込先は右記参照)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これからも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

### ■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

### ■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

### ■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広